



国土交通省【インスペクションガイドライン】準拠

建築士会インスペクター養成講座

今、インスペクション（住宅診断）が注目されています

- 国土交通省は平成 25 年 6 月にインスペクションガイドラインを策定し、中古住宅売買時の利用を前提としたインスペクションの指針を示しました。アメリカ、オーストラリア、イギリスなどでは、不動産取引の際に第三者が行うインスペクション（住宅診断）が普及しています。
- 日本では、これまでインスペクションはあまり行われてきませんでした。全国の空き家数が 820 万戸を超え、中古住宅の流通を活性化させる取り組みが活発化しており、中古住宅の売買時のインスペクションのニーズが高まっています。
- インスペクションにより、消費者が安心して中古住宅を取得でき、中古住宅の流通を活性化して空き家減少につながることを期待できます。
- 日本建築士会連合会は、長期優良住宅化リフォーム推進事業におけるインスペクター講習団体として国土交通省に登録し、当講座を全国の建築士会で開催して建築士会インスペクターを養成します。

□ 日 時：平成 28 年 11 月 17 日（木） 10：00～16：00 ※受付 9:30～

□ 場 所：山形県産業創造支援センター 1 階 多目的ホール
（山形市松栄1丁目3-8）

□ 定 員：80名

□ 講 師：中川 善雄 氏（一級建築士） 山本 修司 氏（一級建築士）

□ テキスト：『建築士会インスペクター養成講座テキスト』

編集・発行 公益社団法人 日本建築士会連合会 ※講座会場で、当日にお渡しします。

□ 受講料 ・ 建築士会会員 12,000 円 ※テキスト及び登録料を含む。

・ 一般 20,000 円 ※テキスト及び登録料を含む。

□ 申込方法：申込書にご記入いただき、「写真 1 枚」・「各資格証コピー」とともに、受講料（持参又は現金書留）を添えて、事務局に郵送又はご持参ください。


【注意】 当日、欠席の場合は、テキストをお送りし、受講料を請求させていただきます。

□ スケジュール 平成 28 年 11 月 17 日（木）

時 間	内 容
10:00～12:00	ガイドラインの概要、インスペクターとしての心得、既存住宅のインスペクション(木造)
13:00～14:00	既存住宅のインスペクション（鉄筋）
14:10～15:20	既存住宅のインスペクション（鉄筋）、報告書の実例 他
15:30～16:00	修了考査

- 登録・公表 本講座修了者を建築士会インスペクターとして、日本建築士会連合会に登録し、同連合会ホームページに掲載します。**登録は3年毎の更新制**です。
- 登録資格 どなたでも受講できますが、登録については次の登録資格の該当者が対象になります。
 - ① 一級建築士・二級建築士・木造建築士の方
 - ② 建築施工管理技士 一級、二級（建築）、二級（躯体かつ仕上げ）の方
- 修了証の交付 修了考査合格をもって講座修了となります。後日、「登録証」を交付します。

受講のメリット

- ① 幅広い技術を習得
国土交通省のガイドラインに即した1次インスペクションの検査方法や関係法令などの幅広い知識を身につけることができます。
- ② 消費者等へ信頼性をアピール
本講座修了者を、建築法に基づく公益団体である建築士会のホームページで公表することにより、高い信頼性がアピールできます。
- ③ 山形県中古住宅診断補助事業の現況検査が可能
注：この講習を修了したインスペクターによるインスペクションの1/2について、県の補助(上限3万円)を受けることができます。
- ④ 建築士会 CPD4単位を付与 
- ⑤ 一部の住宅瑕疵保険の現況確認検査が可能
住宅保証機構（株）の「まもりすまい延長保険」のメンテナンス工事前の現況確認検査を行うことができます。（メンテナンス工事後は、同社の検査となります。）
【まもりすまい延長保険とは】
住宅保証機構（株）は、住宅品質確保法に基づく新築住宅の10年間の瑕疵担保責任期間を満了した後、現況を確認するための検査を行うとともに、必要に応じてメンテナンス工事を行うこと等を条件として、住宅事業者様等が10年経過後の保証を行う際に対応できる新たな住宅瑕疵保険「まもりすまい延長保険」を創設、平成27年4月1日より受付を開始しています。

- お申込み・問合せ **一般社団法人 山形県建築士会**
〒990-0825 山形市城北町一丁目 12-26
TEL 023-643-4568 FAX 023-643-4562
E-mail : mail@yamagata-ken.org